

社会福祉法人半田市社会福祉協議会評議員、理事、監事、顧問、参与の報酬及び
費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人半田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第6条、第18条、第26条の規定に基づき置かれた評議員、理事、監事、顧問、参与に対して支給する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 報酬は、定款第18条第2項の規定に基づき置かれた会長の職にある理事に支給できるものとし、その額は、月額30,000円とする。

2 評議員、理事、監事、顧問、参与が、その職務のため、評議員会等に出席したときは、報酬として日額3,850円を支給する。

(費用弁償)

第3条 評議員、理事、監事、顧問、参与が定款第2条に規定する事業に従事するため旅行したときは、当該旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の費用弁償の額は、最も経済的、かつ、通常の順路及び方法によって算出した運賃とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関に口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年9月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、平成28年5月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年12月22日から施行する。